

# 県税を納める時期

県税のしおり  
令和4年度

## ● 納税カレンダー

月	県 税	国 税	市町税
4月	○産業廃棄物埋立税 (1~3月分)		○固定資産税・都市計画税 (第1期分) ○軽自動車税種別割
5月	○自動車税種別割 ○鉱区税		
6月			○個人市町(県)民税[普通徴収 第1期分]
7月	○産業廃棄物埋立税 (4~6月分)	○所得税[予定納税](第1期分)	○固定資産税・都市計画税 (第2期分)
8月	○個人事業税(第1期分)		○個人市町(県)民税[普通徴収 第2期分]
9月			
10月	○個人事業税(第2期分) ○産業廃棄物埋立税 (7~9月分)		○個人市町(県)民税[普通徴収 第3期分]
11月		○所得税[予定納税](第2期分)	
12月			○固定資産税・都市計画税 (第3期分)
1月	○県民税配当割(源泉徴収分) ○県民税株式等譲渡所得割 ○産業廃棄物埋立税 (10~12月分)		○個人市町(県)民税[普通徴収 第4期分]
2月		○所得税[確定申告納付] ○贈与税[確定申告納付] ○消費税[確定申告納付]	○固定資産税・都市計画税 (第4期分)
3月		○消費税[確定申告納付] (個人事業者分)	○個人市町(県)民税の申告 ○事業所税(個人分)

毎月	○県民税利子割 ○県民税配当割 ○県たばこ税 ○ゴルフ場利用税 ○軽油引取税	○所得税(源泉徴収分) ○酒税 ○たばこ税, たばこ特別税 ○揮発油税, 地方揮発油税 ○石油石炭税, 石油ガス税	○個人市町(県)民税(給与からの 特別徴収分) ○市町たばこ税 ○鉱産税 ○入湯税
随時	○法人県民税 ○法人事業税 ○地方消費税(法人分) ○不動産取得税 ○自動車税環境性能割 ○狩猟税	○法人税 ○消費税(法人分) ○相続税 ○登録免許税 ○自動車重量税 ○地方法人税 ○特別法人事業税	○法人市町民税 ○軽自動車税環境性能割 ○事業所税

※ 市町税の納期は、市町の条例によって定められるため、市町により異なる場合があります。

※ 申告や納付期限が土曜日または休日にあたる場合は、その翌日が納期限となります。

## ● 申告と納期の一覧

税 目	申告期限	納 期	方 法
個人県民税	給与所得者は、給与の支払者が給与支払報告書を1月末日までに市町村へ提出	給与支払者が6月～5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町村へ納入	特別徴収
	給与以外の所得者は3月15日(所得税の確定申告をした人は不要)	6月, 8月, 10月, 翌年1月	普通徴収
県民税利子割	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県民税配当割	源泉徴収分は年間分を翌年1月10日 その他は毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県民税株式等譲渡所得割	年間分を翌年1月10日	申告と同じ	申告納入
法人県民税	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2ヶ月以内	申告と同じ	申告納付
個人事業税	3月15日(所得税の確定申告及び個人の県民税の申告をした人は不要)	第1期分 8月 第2期分 10月	普通徴収
法人事業税	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2ヶ月以内	申告と同じ	申告納付
地方消費税	個人事業者 3月末日 法人 課税期間の末日から2ヶ月以内 (消費税と同じ)	申告と同じ	申告納付
不動産取得税	不動産を取得した日から60日以内	納税通知書に定める日	普通徴収
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告と同じ	申告納入
自動車税 環境性能割 種別割	—	5月	普通徴収
	新規, 変更または移転等の登録のとき	新規登録はその都度	証紙徴収
軽油引取税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納入(納付)
鉱 区 税	設定, 変更または移転等の登録のとき	5月	普通徴収
		新規登録はその都度	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受けるとき	申告と同じ	証紙徴収
産業廃棄物埋立税	1月1日～3月31日分を4月末日	申告と同じ	申告納入(納付)
	4月1日～6月30日分を7月末日		
	7月1日～9月30日分を10月末日		
	10月1日～12月31日分を1月末日		

## 《 税金の納付方法 》

特別徴収	経営者等が県に代わって納税義務者から税金を受け取り, 県に納めます。
普通徴収	県が送付した納税通知書により, 納税義務者が税金を納めます。
申告納付	納税義務者が自分で納める税額を計算し, 申告して納めます。
申告納入	特別徴収義務者が納税義務者から売上代金等とともに税金を預かり, 申告して納めます。
証紙徴収	県が発行する証紙を購入し, 書類などに貼付(または税額に相当する現金を納付)することにより, 税金を納めます。